別記様式第13

消防機関へ通報する火災報知設備（その2）

火災通報装置	本体	通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行				
			切替				
			電話回線の保持				
		モニター機能					
	遠隔起動装置	周囲の状況					
		外形					
		表示					
		機能					
消防機関へ通報する火災報知設備	発信機	周囲の状況					
		外形					
		機能	押しボタン				
			連動起動機能				
		結線接続					
	標識	標識板	外形				
			常夜灯				
		標識灯					
備考							

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　消防機関へ通報する火災報知設備点検票の様式は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十三の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日　消防庁長官　坂本　森男

第五第一号㈥中「Ｂ二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式管継手）」を「Ｂ二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）」に改め、同第五号㈠イ中「（一般用低圧三相かご形誘導電動機）」の次に「、ＪＩＳＣ四二一三（低圧三相かご形誘導電動機―低圧トップランナーモータ）」を加え、「社団法人」を「一般社団法人」に、「（三ＫＶ級）」を「（三ｋＶ級）」に改め、同号㈠ロ中「、水中電動機」を「（イに掲げるものを除く。）及び水中電動機」に改める。

第六第一号㈤イ中「ＪＩＳＣ八三七〇（配線用遮断器）に適合する遮断器」を「ＪＩＳＣ八二〇一―二―一（低圧開閉装置及び制御装置―第二―一部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器））（附属書一（規定）（ＪＩＳＣ六〇三六四建築電気設備規定対応形回路遮断器）を除く。以下同じ。）又はＪＩＳＣ八二一一（住宅及び類似設備用配線用遮断器）（附属書一（規定）（ＪＩＳＣ〇三六四建築電気設備規定対応形配線用遮断器）を除く。以下同じ。）に適合する遮断器」に改め、同号㈤ロ中「ＪＩＳＣ八三七〇」を「ＪＩＳＣ八二〇一―二―一若しくはＪＩＳＣ八二一一」に改め、同号㈥ニ⒧中「停止した」を「作動した」に改め、同第八号中「ＪＩＳＢ七五〇五（ブルドン管圧力計）」を「ＪＩＳＢ七五〇五―一（アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。